

令和8年度以降の貸与手続きの改善

【現状】

- ・貸与期間の2年間を超えて研究が続く場合、新規で同じ申出が繰り返される。また、その数も年々増加。
- ・軽微な確認・改善を行った上で、次回の有識者会議にお諮りすることにより、承諾になる案件が存在。

【改善の方向性】

- ・申出受付の通年化
- ・継続軽微案件の手続き簡素化及び補正手続きの導入（有識者会議の書面開催）
- ・新規申出案件、申出事項変更対応など、よりきめ細かに相談対応（伴走支援）

